

《H31～R2年度の保険料》

要件		保険料率	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階
生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人		×0.375 (注1)	24,700円 (2,058円) ※軽減後	第1段階
本人が 市民税非課税	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人	軽減前 ×0.5		
	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円より多く120万円以下の 人	×0.575 (注1) 軽減前 ×0.65	37,800円 (3,150円) ※軽減後	第2段階
	第1段階、第2段階の いずれにも該当しない人	×0.725 (注1) 軽減前 ×0.75	47,700円 (3,975円) ※軽減後	第3段階
	本人の前年の公的年金等の収入金額 +公的年金以外の所得金額の合計額 (注2)が80万円以下の人	×0.90	59,300円 (4,942円)	第4段階
	第4段階に該当しない人	×1.00	65,900円 (5,492円)	第5段階 (基準額)
本人が 市民税課税	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円未満の人	×1.20	79,000円 (6,583円)	第6段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 120万円以上200万円未満の人	×1.30	85,600円 (7,133円)	第7段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 200万円以上300万円未満の人	×1.50	98,800円 (8,233円)	第8段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 300万円以上500万円未満の人	×1.70	112,000円 (9,333円)	第9段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 500万円以上700万円未満の人	×2.00	131,800円 (10,983円)	第10段階
	本人の前年の合計所得金額(注2)が 700万円以上の人	×2.25	148,200円 (12,350円)	第11段階

(注1) 第1段階から第3段階は、公費により軽減していき、年額保険料=基準額(第5段階)×保険料率
(注2) 土地等の譲渡に係る特別控除額を控除した額。

●介護保険料の低所得者軽減の更なる強化

消費税率引上げに伴う社会保障の充実として、第1号被保険者(65歳以上)の第1段階から第3段階までの保険料が軽減されました。